



長野市における身寄りのない方への 支援のためのガイドライン

発行 2024(令和6)年4月1日

長野市
社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

目次

本ガイドラインの趣旨・目的	3
本ガイドラインの位置づけ	4
(1)本ガイドラインにおける身寄りのない方の定義	4
(2)本ガイドラインの要点(ポイント)	4
(3)身元保証(身元引受人・連帯保証人等)に求められる機能・役割	5
(4)病院入院・施設入所で求められる身元引受人・連帯保証人等の状況	5
意思決定支援と入院・入所の対応方法(本編)	7
「身寄りのない」方の入院・入所に関する対応フロー	7
(1)緊急連絡先	8
(2)入院計画書やサービス計画の説明・同意	9
(3)入院・入所に必要な物品の準備・購入の対応	11
(4)入院費・利用料支払いの保証	11
金銭管理サービスに関するフロー	13
(5)退院・退所時の対応	14
(6)死亡時の対応	15
身寄りのない方の死後事務(火葬)に関する対応フロー	16
医療同意について(考え方)	17
支援制度の概要	18
(1)成年後見制度	18
(2)暮らしのあんしんサービス事業・日常生活自立支援事業	22
(3)民間の身元保証会社・金融機関のサービス	23
チーム支援における方針確認	24
支援シート(役割分担)の活用	24
【様式】 支援シート(役割分担)	25
事前に準備できること	27
(1)人生会議(ACP)の実施と推進	27
(2)終活支援にむけて	27
終わりに	28
本ガイドライン策定の経緯と事前アンケート	28
「身寄りのない」方も安心して入院や入所ができ、生活していける長野市にしていくために	28
長野市における身寄りのない方への支援のためのガイドライン策定委員名簿	29
参考文献・資料	30
相談窓口(一覧)	31

本ガイドラインの趣旨・目的

長野市(以下、本市)は、高齢化率が30.1%(2020(令和2)年国勢調査)となっています。また、独居高齢者が2015(平成27)年15,362人から2020(令和2)年16,501人に増加(同年国勢調査)しています。

高齢化の進展、親族関係の希薄化により、いわゆる「身寄りのない」方の増加が今後も見込まれ、家族等の近親者による支援が見込めないことが「第二のスタンダード」であるとも言われています。

本市でも、従来の「頼れる家族がいる」ことを前提とした医療・介護体制は限界になることが見込まれ、支援体制の構築を図ることが喫緊の課題となっています。

国からは医療や介護・福祉サービス利用において、必要な支援が提供されるよう、「身寄りのない」方の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援を始めとした各種のガイドラインや通知が出されています。本市では、2018(平成30)年に『入退院時におけるケアマネ⇄医療機関 連携情報収集の手引き』を作成し、2022(令和4)年には『同(第2版)』として改訂を行い、入退院時における支援の際に活用しているところです。

しかしながら、入院や転院、施設利用等の際には身元保証(身元引受人・連帯保証人等)を求められているのが現状です。身元保証に求められている役割は、医療機関や施設の契約書によって異なるものの、身元保証がないことが、本人のみならず、同時に受け入れ先である病院や施設における課題となり、必要な医療や介護サービスを提供するのに支障が生じている状況にあります。

『長野市における身寄りのない方への支援のためのガイドライン』(以下、本ガイドライン)は、長野市内に所在する病院への入院、老人ホーム等の福祉施設への入所に関して、「身寄りのない」方が円滑にサービスを受けられるようにするため、病院、福祉施設、その他関係機関及び支援者の間で共有する入院・施設入所に係る基本的な理念及び標準化するべき事務手順等を取り決め、たとえ、「身寄りのない」方であっても安心して生活していけるよう、支援者が協力し合い、地域全体の支援体制を構築することを目的とします。



本ガイドラインの位置づけ

(1)本ガイドラインにおける身寄りのない方の定義

原則として長野市に住所があり、市内の医療機関や施設への入院・入所を希望(または必要)とする以下のいずれかの要件(いずれも本人の申告による)にあてはまる方とします。

- ア 三親等内の親族(配偶者、子、親、兄弟、おじ、おば、甥、姪等)がいない方
- イ 親族(配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族)の支援を得ることが困難な方
- ウ 親族との関わりを拒否している方

親族がいない方、親族がいても様々な理由から支援が得られない方は、今後も増えていくことが予想されます。このことから、本ガイドラインでは、親族の有無に関わらず身寄りのない方も長野市で安心して最期まで生活できるよう、市内での入院や入所の際に困難になる場面を想定し、支援の考え方・対応方法等を示しています。

(2)本ガイドラインの要点(ポイント)

① 病院・施設が身元引受人・連帯保証人に求める機能・役割を明確にして、「身寄りのない」方が入院・入所できるよう、配慮すること。

⇒ 病院・施設として求める身元引受人・連帯保証人等の機能・役割を明確にした上で、本人や支援者ととともにその機能を代替する支援が調整できるよう努力し、単に身元引受人・連帯保証人等がいないことを理由として入院・入所を断ることがないように求められています。

② 本人に対して適切な情報提供を行い、本人の意思決定支援を行いながら、本人契約の推進を図ること。

⇒ 身寄りのない方でも、可能な限り本人が申込・契約を行うことができるよう支援します。そのために支援者は、必要な情報提供を行い、本人の意思形成支援・意思表示支援・意思実現支援を行い、本人の希望に沿った支援を行うことが大切です。

③ 本人の希望や思い、意思を尊重し、それらをできるかぎり実現できるよう、支援者等が集まり、本人を中心としたチームを構築し、支援者間で役割分担をしてチームで支援を行うこと。

⇒ 本人にとってより良い支援になるよう、「支援シート(役割分担)」を活用してチームが連携して支援することで支援者の負担軽減を図ります。「チーム支援における方針確認」(P24)参照

医師法(1948(昭和23)年法律第201号)第19条第1項で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」との「応召義務」があるとされています。

厚生労働省は、「身元保証人等がいないことのみを理由に入院を拒否することは「医師法19条1項に抵触する」と通知(2018(平成30)年4月)しています。

厚生労働省は、介護保険施設について「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(1999(平成11)年厚生省令第39号)等の省令により正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないとしており、通知「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポートの事業に関する相談への対応について」(2018(平成30)年8月30日付)においても「法令上は身元保証人等を求める規定はなく、…入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」としています。



(3)身元保証(身元引受人・連帯保証人等)に求められる機能・役割

病院・施設が身元保証(身元引受・保証)に期待する機能には様々なものがありますが、本ガイドラインでは共通して求められるものを以下のア～カに分けて、それぞれに沿った対応を整理します。

- ア 緊急連絡先
- イ 入院計画書やサービス計画の説明・同意
- ウ 入院・入所に必要な物品の準備・購入の対応
- エ 入院費・利用料の支払いの保証
- オ 退院・退所時の対応
- カ 死亡時の対応

「医療行為(手術、延命治療など)の同意」については、本人の一身専属性が強いものであり、そもそも身元保証人やその代替手段にゆだねられるものではないことから、本ガイドラインではア～カとは分けて整理します。 

(4)病院入院・施設入所で求められる身元引受人・連帯保証人等の状況

病院や施設は各種別によっても提供されるサービス内容が異なるだけでなく、入院・入所契約に求められる者の役割も異なっています。市内の病院や施設でも、入院・入所契約書上で関わりを求められる人が、名称(※最も多い名称は「身元引受人」)も異なれば、契約書上に求められる機能・役割について規定されていないこともあります。

身元引受人・連帯保証人等の名称・役割(施設入所・在宅時)

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	有料老人ホーム ケアハウス(軽費 老人ホーム)	在宅 障害グループホーム (本人契約困難時)
名 称	身元引受人 家族代表者	身元引受人 連帯保証人	保証人	代理人
求める 役 割	・金銭支払い ・病院付き添い ・緊急連絡先 ・買い物代行 ・遺体引き取り	・連帯保証 ・緊急連絡先 (不在は入所不可)	・本人と契約だが、 説明の同席者、死 後対応まで行う人 (連帯保証)なしに 契約にならない	・福祉サービスにつ なげる際に求めら れる ・緊急連絡先
不在時 困る事	・病院付き添い ・金銭(遺留金) ・火葬・埋葬	・医療代理人 ・医師の説明を聞く ・最後の支払い	・病院付き添い ・最後の支払い ・残置物撤去 ・明け渡し	・難色を示されるこ とがある
利用可否 判 断	・受け入れ契約書に 明記 ・不在となったら探す	・連絡がつく連帯保 証人(費用支払い の確実性) ・病院との入院契約 ・遺体の引き取り	・医療同意(代理者) がいるか ・人生会議(ACP) の話し合い ・死亡時対応 ・金銭の支払い	・サービス利用時に 困ることがある (在宅) ・不在だと難色を示 されることがある (障害)

保証人・連帯保証人・身元保証人・身元引受人の法的整理



○ 保証人・連帯保証人

連帯保証人と保証人には、大きく分けて二つの相違点(※1 補充性の有無、※2 分別の利益の有無)があります。なお、民法改正の施行日(2020(令和2)年4月1日)前に保証契約が締結された場合は、※3 請求の効果も異なります。

※1 補充性

保証人には、補充性(保証人は、主たる債務者が返済しない場合に、はじめて返済する責任を負うこと)が認められていますので、債権者に対して、先に主債務者に催告するよう請求することができます(催告の抗弁権)。

また、主債務者に弁済の資力があり、執行の容易なことを証明することにより、債権者からの請求を拒むことができます(検索の抗弁権)。

連帯保証人には、このような権利が認められていません。そのため、債権者は、主債務者に対して請求することなく、いきなり連帯保証人に対して請求し、連帯保証人の財産から回収を図ることができます。

※2 分別(読み方は「ぶんべつ」)の利益について

複数の保証人がいる場合、各自が負担する債務の額は、保証人の数に応じて分割されます(分別の利益)。連帯保証人の場合には、複数の連帯保証人がいる場合でも分別の利益はなく、全員が全額弁済の責任を負います。

※3 請求の効果について

債権者が、保証人に対して請求をしても、その効果は主債務者に及ぶことはなく、例えば時効が中断されることはありません。

【民法改正の施行日(2020(令和2)年4月1日)前に保証契約が締結された場合】連帯保証人の場合は、債権者が連帯保証人に請求をすると、その効果は主債務者にも及び、主債務の時効も中断されます。

【民法改正の施行日(2020(令和2)年4月1日)以降に保証契約が締結された場合】連帯保証人の場合も、保証人の場合と同じく、債権者が連帯保証人に対して請求をしても、その効果は主債務者に及ぶことはなく、例えば時効が中断されることはありません。

出典:日本司法支援センター法テラス HP より

○ 身元保証人

身元保証人は、身元保証ニ関スル法律(1993(昭和8)年法律第42号)第1条に規定されており、「引受、保証その他名称の如何を問わず期間を定めずして被用者の行為により使用者の受けたる損害を賠償することを約する身元保証契約はその成立の日より3年間その効力を有す」と規定されています。雇用の場面における概念であり、本人(被用者)が雇用上で使用者に損害を与えた場合に、本人に代わって身元保証人が損害を負担することとされています。

○ 身元引受人

身元引受人に関する法律上の規定はないものの、社会慣習上、以下の役割として使用されています。

- ① 一般的には、被疑者が釈放された場合や被告人が保釈される場合等に、被疑者や被告人の身柄を引き受け、行動や生活を監督する人。
- ② 福祉施設等の入所の際に、入所契約書に基づき役割が個別で規定されています。

極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約について

根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。2020(令和2)年4月の民法改正以降、介護施設に入居する際に入居費用や施設内での事故による賠償金などを保証する場合や、入院誓約書に連帯保証人の記入をする場合などに極度額を定める必要があり、極度額の定めのない個人の根保証契約は無効になります。

意思決定支援と入院・入所の対応方法(本編)

本人の判断能力の状態から、「本人の判断能力が十分な場合」と「本人の判断能力が不十分な場合」に分け、成年後見制度利用は判断能力が不十分であることを前提に具体的な対応を整理します。

なお、いずれの役割(機能)についても、本人の意思(自己決定)の尊重に基づいて行うことが基本です。例えば、普段は判断能力が十分な方であっても、病気等で一時的に意思決定能力が低下した場合、本人が安心できるように働きかけ、本人の意思を尊重し、その決定を支援することが必要です。

また、認知症等により判断能力が不十分な方であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有することを前提にして、本人の意思・意向を確認し、それを尊重した対応を原則として支援することが必要です。

意思決定支援については、法律で明確に基準が定められているわけではなく、領域ごとにガイドラインが作成されています。これらのガイドラインでは、共通して、「本人が意思決定の主体」であり、支援を行う前提としての「環境整備」、「チームによる支援」、「適切な情報提供」の重要性が示されています。

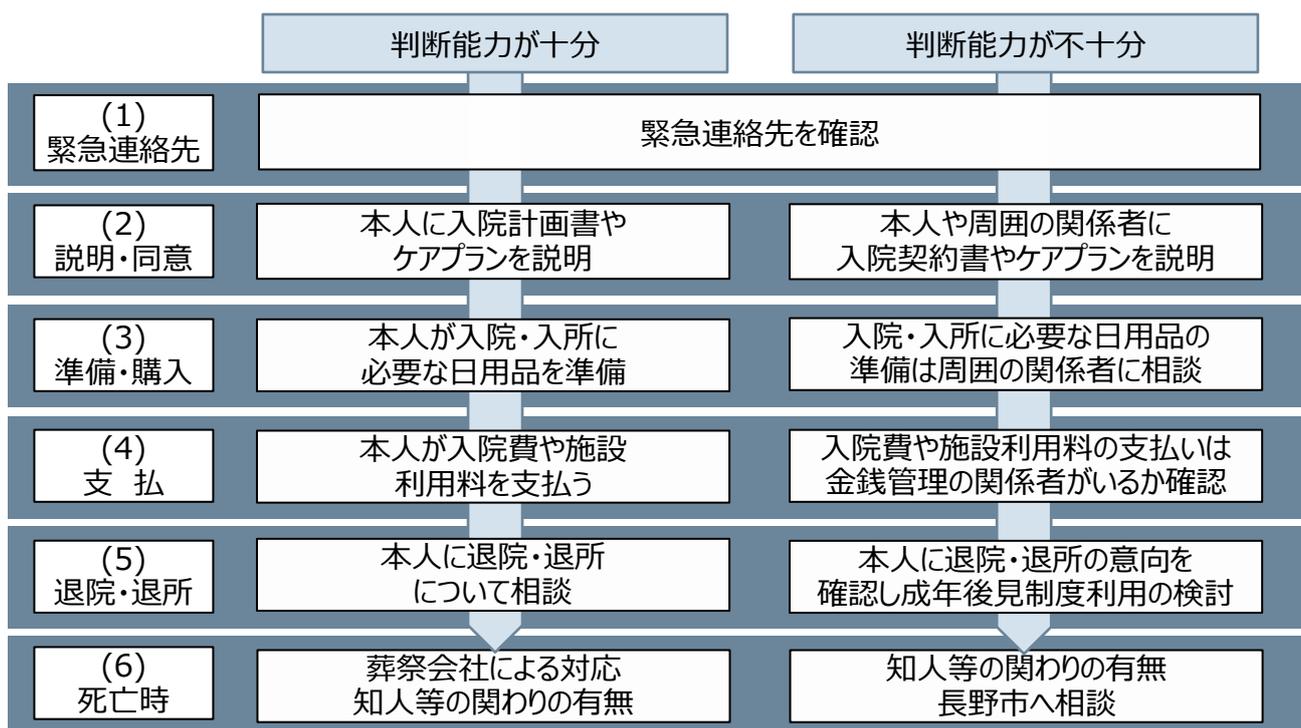
また、本人の意思を推定する際には、一人の支援者が判断するのではなく、チームとして本人の情報を収集・共有し、本人にとって最善の選択肢をチームで判断することが重要です。

契約能力等がないほど判断能力が低下している場合には、成年後見制度の利用検討も必要です。



成年後見人は、被後見人の財産管理を担う「法定代理人」であり、職務として利用料の支払い等を含む財産管理や入院・入所契約等の身上保護を行います。連帯保証人にはなれませんが、連帯保証人がいなくてもよいとして契約することが期待されます。

「身寄りのない」方の入院・入所に関する対応フロー



(1)緊急連絡先

判断能力が十分な場合	<p>◆本人に親族及び友人知人の有無を確認し、いる場合には本人の意向を確認したうえで、その方に連絡先として求める役割を説明し、協力を仰ぎ、可能な範囲を確認します。</p> <p>◆親族や友人知人がいない場合には、本人の意向を確認の上、「支援シート(役割分担)」(P25・26)を用いて支援チームを作り、緊急連絡先の役割を関係機関が分担・協力して支援します。</p>
判断能力が不十分な場合	<p>◆可能な限り親族や友人知人の有無等を確認し、本人の意向を確認したうえで、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。</p> <p>◆本人の意向が確認できず、連絡先が確認できない場合は、市(高齢者は地域包括ケア推進課、障害がある方は障害福祉課)、市社協に連絡してケア会議を開催、支援チームを作り、緊急連絡先の役割を関係機関が分担・連携しながら支援します。</p> <p>◆「支援シート(役割分担)」に基づき、死後対応を知人等が担う場合には、知人等に緊急連絡先として協力を仰ぎ支援チームを作ります。</p>

対応と説明

【対応方法】

- ・緊急連絡先として生命に関わる場合や亡くなった場合等に、知人・友人等に、どのような対応をしてもらいたい説明し、必ずしも、家族・親族でなくともよいことを説明し記入してもらっている。
- ・家族・親族等・知人・友人等の連絡先がある場合には、可能な限り連絡を取ってもらうように助言している。この際には、少しでも関係改善につながるよう費用面で負担は掛けないように本人と準備(例:葬祭会社の互助会加入等)をした上で、その旨を先方に伝えるように助言している。
- ・本人が親族等と連絡がつかない、親族等への連絡を拒否されている場合には、本人に丁寧な説明を行い、本人の了承を得て、代わりに連絡を取るなどの対応を試みている。その際には、必要な支援内容を説明し、関わり・支援が可能か、もしくはどのようなことであれば関わりが可能か確認している。
- ・本人の同意の上、本人居住の地域包括支援センターや長野市社会福祉協議会(以下、市社協)「おひとりさま」あんしんサポート相談室など関係機関に相談するよう助言(もしくは相談)している。
- ・入所中に契約時に緊急連絡先となっていた方が役割を果たせないようになった場合等には、長野市(地域包括ケア推進課・生活支援課)や市社協(権利擁護センター)に相談して対応している。
- ・施設から病院へ救急搬送された場合、施設でやむを得ず対応するか上記機関へ対応を依頼(※引継ぎ含む)している。
- ・本人に、入院・入所になる前に、できる限り準備をしておくよう声掛けをしている。
- ・「身寄りがない。今後の心配。」との相談があった方には、市社協「おひとりさま」あんしんサポート相談室を紹介し、考えてもらうよう声掛けをする。

※入院や入所で必要な役割を明確にすることで、知人や親族等に依頼できる役割もある。各機関でも申込書等で求める必要な役割について、本人にわかりやすく説明することが求められる。

※支援チームを作る場合には、「支援シート(役割分担)」を活用 ⇒P25、26 参照

(2)入院計画書やサービス計画の説明・同意

判断能力が十分な場合	<p>◆入院計画書やケアプランの内容については、本人が理解できるようにわかりやすく説明を行うことが大切です。介護支援専門員、相談支援専門員や友人・知人など、本人の身の周りの人で、本人の入院診療や介護サービスについての説明に同席を希望する人がいる場合は、本人の意向を確認したうえで情報提供を行います。</p>
判断能力が不十分な場合	<p>◆判断能力に低下がみられる高齢者等の場合でも、まずは本人が理解できるようにわかりやすく説明することが基本です。</p> <p>◆説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、その旨を入院計画書やサービス計画書に記録し、本人にとっての最善と思われる方針をとることを基本とします。さらに、今後の対応を視野に成年後見制度の利用につなげます。</p> <p>◆できる限り本人の意思を推察できるよう、本人の希望や価値観等を知る友人や支援者等がいる場合には、一緒に本人の最善の方針を考えます。</p>

対応と説明

【対応方法】

- ・原則、本人に対して説明を行っている。本人が主治医からの説明に介護支援専門員等の同席を希望する場合には病院側から依頼している。
- ・在宅時に介護支援専門員や相談支援員、地域包括支援センター等の支援者がいた方や、施設から入院してくる方の場合には、尊厳死宣言公正証書や人生会議(ACP)を開催している場合もある。本人の意思表示の書面などがあるか確認するようにしている。
- ・本人の意向が不明瞭もしくは確認できない場合は、医療側と支援者側で意思を推定する会議を実施し治療方針を判断するようにして対応している。
- ・支援者がIC(インフォームドコンセント)同席の際には、本人が「身寄りのない」方であることの説明と支援者等の役割(対応可能な範囲)を確認しておく。
- ・説明を聞いたことに対するサイン(=「説明を受けました」という意味)を、本人をよく知る支援者等からもらうことで、本人から後で「説明を受けていない」と言われないようにしている。
- ・対応者(親族や支援者)不在や連絡がつかない場合はその旨を入院計画書に記録し、医療チーム(=病院に設置されている倫理委員会等)で判断し、治療している。

○入院対応

- ・介護老人福祉施設では、他に対応者がおらず、やむを得ない場合には、施設職員で対応している。
 - 受診付き添い(介護老人保健施設除く施設。また全ての施設が以下の対応をしているものではない)
 - ・介護老人福祉施設では、原則として嘱託医による回診により対応している。別途、受診が必要な場合で他に対応者がおらず、やむを得ない場合には、施設職員が対応している。
 - ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス(軽費老人ホーム)、認知症対応型共同生活介護(=グループホーム)等では、原則として協力医による往診、本人による受診で対応している。別途、受診が必要でかつ付き添いが必要な方には、施設の自費サービス等で受診同行を対応している。
- ⇒新型コロナウイルス感染拡大防止時のように、可能な限り、施設と病院間等での引継ぎ書類や電話連絡等で対応できるような対応を模索する。

【根拠法令・通知等】

※「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(2022(令和4)年3月4日保医発0304第2号 厚生労働省保険局 医療課長・歯科医療管理官通知) 別添2 入院基本料等の施設基準等(抄)

1 入院診療計画の基準

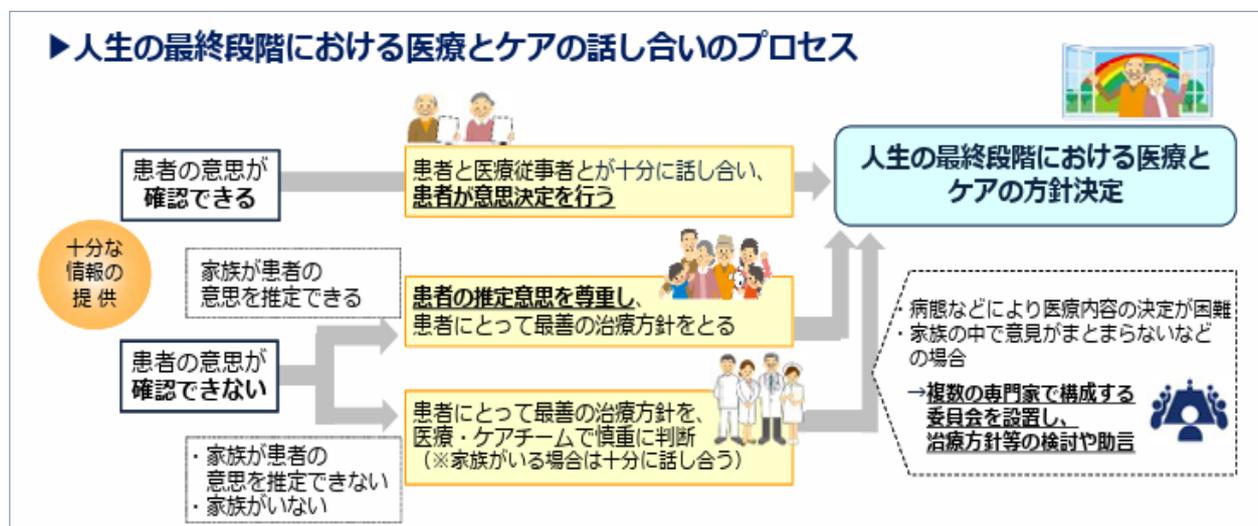
- (1) 当該保険医療機関において、入院診療計画が策定され、説明が行われていること。
- (2) 入院の際に、医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、患者に対し、…(略)…文書により病名、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等について、入院後7日以内に説明を行うこと。…(略)…
- (3) 入院時に治療上の必要性から患者に対し、病名について情報提供し難い場合にあっては、可能な範囲において情報提供を行い、その旨を診療録に記載すること。
- (4) 医師の病名等の説明に対して理解できないと認められる患者(例えば小児、意識障害患者)については、その家族等に対して行ってもよい。
- (5) 説明に用いた文書は、患者(説明に対して理解できないと認められる患者についてはその家族等)に交付するとともに、その写しを診療録に貼付するものとする。…(以下略)…

※『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』(厚生労働省 改訂2018(平成30)年3月)

十分な情報の提供を行い、意思確認できる場合は、十分話し合い、本人が意思決定支援を行う。本人の意思が確認できない場合の手順や方針決定について、「医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある」とされ、ここでいう家族等は、家族、親族である必要はなく、知人、友人、支援者等の関係者本人の価値観のわかる者と示されている。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

▶ 人生の最終段階における医療とケアの話し合いのプロセス



(図は、同ガイドラインリーフレットを一部修正)

(3)入院・入所に必要な物品の準備・購入の対応

判断能力が十分な場合	◆本人が自分で準備することが基本ですが、医療機関の場合、病衣やタオル、洗面用具等の入院に必要な物品について購入や貸し出し(レンタル等)が可能であれば本人の同意を基に利用につなげます。
判断能力が不十分な場合	◆本人が頼むことのできる人(知人・友人・福祉関係者など)で対応します。ただし、民間の生活支援サービス(介護保険外サービスなど)で対応する場合は、契約が必要になりますので、本人の判断能力を評価した上で、本人が理解できるようであれば、契約で対応します。

対応と説明

【対応方法】

- ・以前に比べ、入院時や入院中の物品購入・準備を依頼することが少なくなっており、本人に業者のレンタルセットを契約してもらう。
 - ・既に関わっている支援者等がいる場合には、支援者等の間で調整し準備をしてもらう。
 - ・本人、入所契約時の身元引受人が対応、もしくは自費サービスや施設で必要に応じて対応している。
 - ・レンタル業者等との契約が困難なほどの判断能力低下している利用者の中には、支援の過程で必要に応じ、成年後見制度活用などを並行して相談していく。
- ※事前に本人に準備をしておいてもらう。
 ※病院へは貴重品を持参されないように依頼している病院が多い。通常使用している通帳や印鑑の保管場所などの所在を書いておく等の準備をしておいてもらう。

(4)入院費・利用料支払いの保証

判断能力が十分な場合	<p>◆本人に判断能力があり、入院費・利用料等の支払いが可能な場合には、原則本人が支払います。</p> <p>◆一部の病院・施設では、口座振替やクレジットカード、電子決済等の支払いに対応しています。利用できる場合は、その手続きを行います。</p> <p>◆任意代理に基づく支援として市社協の金銭管理支援につなげます。</p> <p>◆長期的な視野で任意後見制度等の利用につなげます。</p>
判断能力が不十分な場合	<p>◆可能な限り、本人に対して普段どのように金銭の出し入れを管理していたのか聞き取りをします。金銭管理に関わっていた人がいる場合、本人の意向を確認したうえで、その人に連絡を取ります。</p> <p>◆本人の判断能力が後見相当と思われる場合には、市と市社協に連絡し、成年後見制度利用について相談します。また、制度利用に至るまでは市社協の金銭管理支援につなげます。</p> <p>◆本人の判断能力が補助、保佐相当の場合で、契約が可能な場合には、任意代理に基づく支援として、市社協が行う金銭管理支援につなげます。</p>

対応と説明

【対応方法】

- ・(通帳や届出印、キャッシュカードを本人が所持していれば)本人と一緒に ATM や金融機関へ医療ソーシャルワーカー等が同行し、入院費の支払いを支援している。
 - ・入院時に、病院が(最低限の)現金を預かり、万が一の際には預かった現金から支払えるように支援している。
 - ・生活に困窮している様子がある場合、保険証を確認し限度額認定や高額療養費等の制度活用または生活保護申請等を説明し利用の検討を進める。また、「まいさぼ長野市」に相談してもらうように助言している。
 - ・障害者が利用する施設では、多くが入所時に身元引受人・連帯保証人等を必要としておらず、また利用料の支払いへの対応として施設、保護者会組織、市社協が任意代理人として金銭管理の支援を行い対応している。
 - ・在宅時で障害福祉サービスや介護保険サービスの利用があった方は、相談支援専門員や介護支援専門員、地域包括支援センター等と病院で連携し、入院申込等の手続き支援を行っている。また、これらの方の関わりがない場合には、長野市や市社協へ相談している。
 - ・介護老人福祉施設の一部では、従前より預金管理支援(=任意代理人)を行っている。また、ケアハウスや有料老人ホーム等の一部では、入居一時金を預かり、日々の利用料の一部への充当や滞納時に備えている。
 - ・介護老人保健施設や介護医療院を除く多くの施設では口座引き落としによる対応を行っているため、利用料の他、日用品等の購入代金も口座引き落としで対応している。
- ※経済状況によって、預かり金等が準備できない利用希望者については、市生活支援課等へ制度利用につなぐ支援や入院・入所受け入れ拒否しない柔軟な対応が必要となる。

【参考】預金者本人以外の払戻の取扱いについて

金融審議会市場ワーキンググループ報告書(金融庁)、「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方について」(一般社団法人全国銀行協会)、本人が自ら払戻ができない等の事態がある場合の取扱いに関する「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」(同)等の通知が出されています。

それらを受け、市内各金融機関においても、場合によっては、以下の手続き(本人の通帳・届出印が必要)を経ることで預金者本人以外が払戻可能な場合があります。ケース毎に対応を相談します。

○本人の意思表示が可能な場合

- ・本人および代理人の届出印の押印のある「代理人届」を提出すれば、代理人からの払戻請求に基づいて払戻手続きが行われます。代理人は親族(推定相続人)に限りません。
- ・代理人届が提出されない場合にも、通帳・印鑑と本人の届出印の押印のある「委任状」があれば、代理人の本人確認のうえで、一時的な払戻(取引代理人届によらない一時的な委任)がされます。

○預金者本人が意思表示できない場合

- ・成年後見制度利用にて対応がなされます。
- ・成年後見制度を利用しない、または、成年後見制度利用までの間に、資金使途が請求書(入院費等の本人のための請求書や病院等支払先に振込手続き予定)等で明確な場合には、払戻や払戻・振込手続きができることもあります。
- ・資金使途が不明な場合には、来店者自身の資金流用や他の推定相続人等とのトラブルの懸念がないことを確認のうえ、親族(推定相続人)等の取引代理人届の提出があれば、代理人取引により払戻手続きが行われます。

○日常生活自立支援事業および日常的な金銭管理・書類等預かりサービスにおける預金取引代行・代理

○高齢者施設等による預金取引の代理

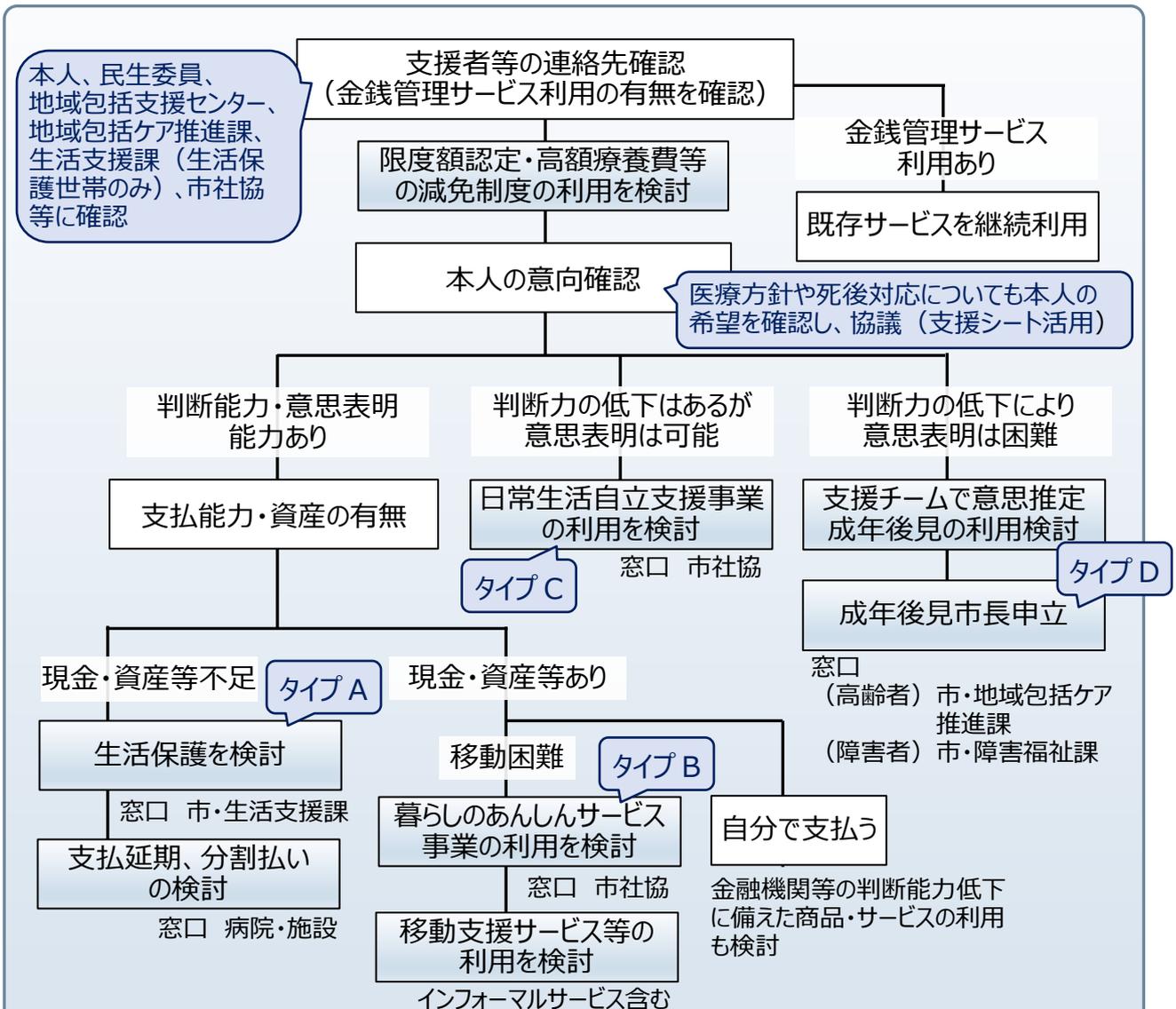
※いずれの場合にも、各金融機関・支店によって取り扱い手続きが異なる場合があるため、事前相談が必要です。

金銭管理サービスに関するフロー

金銭管理サービスには、市社協が窓口となっている日常生活自立支援事業、暮らしのあんしんサービスのほか、施設サービスとして提供される少額の金銭管理サービス等があり、それぞれ利用者の判断能力や資産状況等に応じて適切なサービスの選択を支援します。

身寄りのない方が金銭管理サービスによる支援を必要とする場合は、本人を中心とした支援チームを編成し、各支援者・機関が連携しながら支援する必要があります。利用者本人の意向を確認のうえ、金銭管理サービスを提供する機関がチームに参加します。

また、本人の意思確認が困難な場合には成年後見制度の利用を検討します。成年後見人は成年後見等の審判申立てにより家庭裁判所が選任します。申立ては4親等以内の親族または市長村長がすることができます。



タイプ A 経済状況によって生活保護の申請を検討

タイプ B 移動困難で契約が可能であれば市社協「暮らしのあんしんサービス事業」の利用を検討

タイプ C 介護保険サービス等の利用契約が必要な場合は日常生活自立支援事業の利用を検討

タイプ D 判断能力が低下しており成年後見本人申し立ても困難な場合は市長申立を検討

※ 制度利用のための契約や成年後見（審判）、任意後見契約は決定まで時間がかかるため、支援チームを作り、つなぎとしての金銭管理の支援を検討（市社協に相談）

(5)退院・退所時の対応

判断能力が十分な場合	<p>◆退院・退所先や退院・退所後の生活等について本人と相談します。その際、入院・入所前まで関わりのあった専門職等の関係者と、本人の意思や意向を確認しながら、退院・退所先の選択や手続きの分担(「支援シート(役割分担)」を活用)をします。</p> <p>◆関わっていた支援者等がない場合で、新たに本人をサポートする体制が必要となる場合は、担当区域の地域包括支援センター等に相談します。</p>
判断能力が不十分な場合	<p>◆成年後見制度の利用準備を含めた退院・退所支援が円滑に進むよう、本人をサポートするチーム作りをしていく過程で、長野市成年後見支援センターへ相談します。</p>

対応と説明

【対応方法】

- ・在宅時で障害福祉サービスや介護保険サービスの利用があった方は、相談支援専門員や介護支援専門員、地域包括支援センター等と病院で連携し、入院申込等の手続き支援を行っている。また、これらの方の関わりがない場合には、長野市や市社協へ相談している。
- ・急性期病院から回復期・慢性期病院への転院の際は、双方のソーシャルワーカーが連携して、入院院・入所申込等の手続き支援を行うことで対応している(やむを得ず、転院時の同行も急性期病院のソーシャルワーカーが対応しているところもある)。
 - ⇒支援チームを作り、役割分担を検討する。判断能力が不十分な場合は、市社協(権利擁護センター)へ相談する。自宅への退院や既に関わっている場合には地域包括支援センター等へ相談する。
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス(軽費老人ホーム)から、介護老人福祉施設といった中重度の介護の手間を必要とする方の施設への転所の際には、長野市や市社協(権利擁護センター)へ相談し、成年後見制度(任意後見含む)の活用を本人へ提案している。
- ・介護老人保健施設から退所する際は、入所時に身元引受人となっている方が主たる担当者となり、入所中に施設相談員や居宅介護支援事業所・包括支援センターらと退所支援チームを編成。同様に成年後見制度(任意後見含む)の活用を本人に提案している。

○支援者がいる場合

- ・本人の意向を確認の上、転院時に想定される課題について、入院を機に支援者が集まってカンファレンスを開催し、情報共有・支援方針の確認、「支援シート(役割分担)」を活用してチームをつくり、役割分担をすることで支援者各々の負担軽減を図る。既にチームが作られ、「支援シート(役割分担)」が作成されている場合には、「支援シート(役割分担)」を引継ぎ、課題に応じて修正していく。

○支援者がいない場合

- ・本人の意向を確認の上、地域包括支援センターや長野市(地域包括ケア推進課他)、市社協(権利擁護センター)へ相談し、新たに支援チームを作り、「支援シート(役割分担)」を活用して役割分担し、連携して支援していく。
- ・上記の場合においても、可能な限り本人に親族等に連絡を取ることを了承してもらい、親族等に、本人の状況と必要な支援について説明を行い、どこまでの支援が可能か、支援可能な範囲を確認の上、支援を進める。
- ・なお、この場合においても、親族の協力が限定的である、または、得られない場合には、支援チームで支援する。

⇒(P24)「チーム支援における方針確認」参照

(6)死亡時の対応

判断能力が十分な場合	<p>◆本人に資力がある(払戻等含む事前準備が可能な)場合には、事前に葬祭会社と本人が契約することを勧め、死亡時には葬祭会社に連絡を取り、搬送等の対応を任せます。</p> <p>◆知人等の関わりが見込めるも、本人の所持金が無いまたは不足(払戻不可含む)する場合には、葬祭扶助(生活保護法第18条第2項第1号及び第2号)の活用を事前に市生活支援課と相談の上、葬祭会社に連絡します。</p> <p>◆知人等の関わりも見込めない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については、市町村が行うこととなります。そのような場合は、市生活支援課に相談します。</p>
判断能力が不十分な場合	<p>◆知人等の関わりが見込めるも、本人の所持金が無いまたは不足(払戻不可含む)する場合には、葬祭扶助(生活保護法第18条第2項第1号及び第2号)の活用を事前に市生活支援課と相談の上、葬祭会社に連絡します。</p> <p>◆知人等の関わりも見込めない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については、市町村が行うこととなります。そのような場合は、市生活支援課に相談します。</p> <p>◆成年後見制度を利用している場合、後見類型については家庭裁判所の許可の上、成年後見人等が一部の死後事務を行うことができるため、後見類型の場合には成年後見人等に相談します。なお、保佐人、補助人の場合も、本人が個別の死後事務委任契約しているのを把握している場合があるため、相談します。</p>

対応と説明

【対応方法】

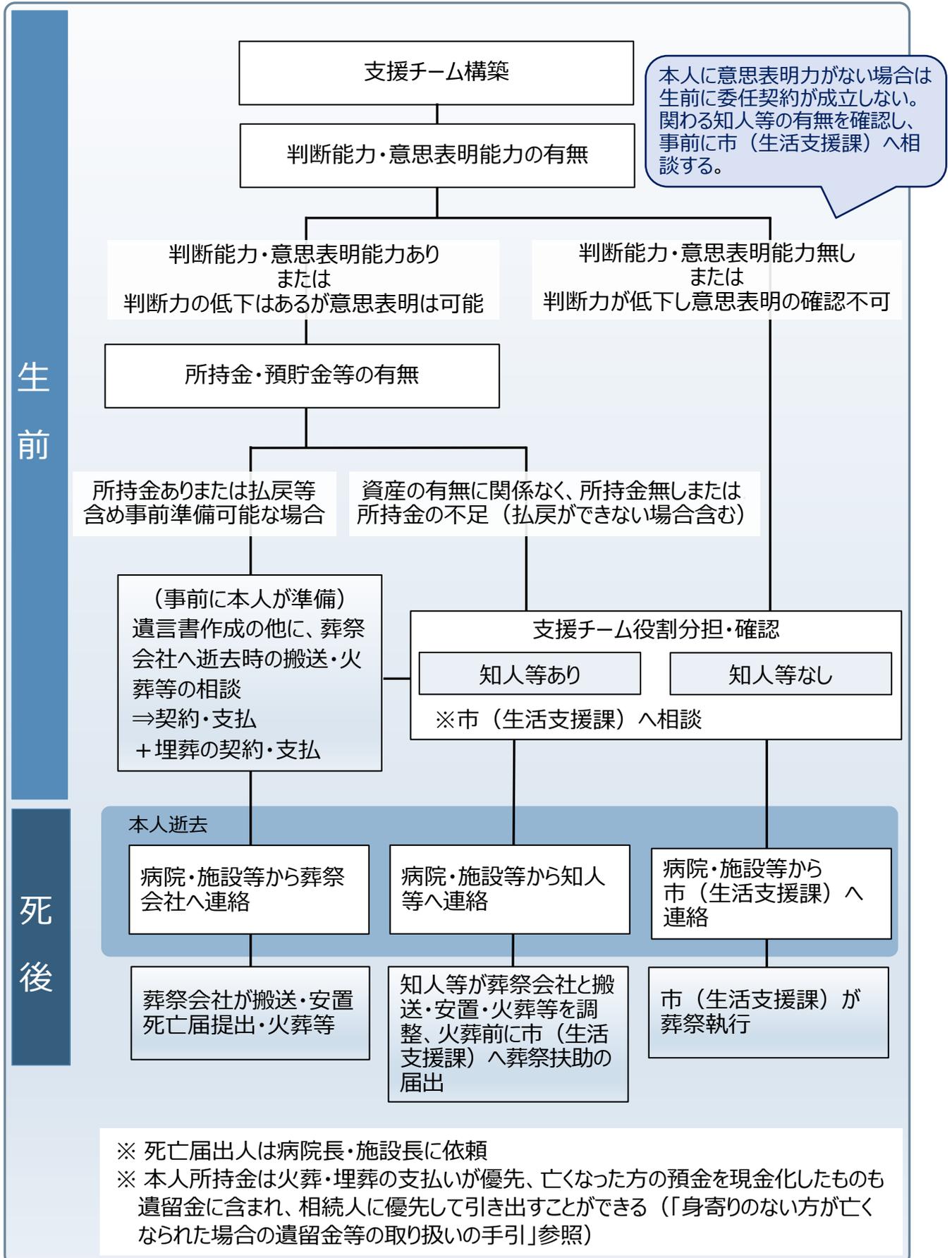
- ・親族(扶養義務者・相続人)のいない方の火葬・埋葬については、墓地、埋葬等に関する法律による支援を中心として、他、生活保護法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法による対応を生活支援課で、老人福祉法の措置者は地域包括ケア推進課で対応している。
- ・知人等の中には、緊急連絡先や火葬等の執行を担ってもよいと思っても、金銭的負担があると対応できないと拒否されることが予想される。
⇒事前に、本人が葬祭業者と搬送・火葬の契約と支払い、埋葬(納骨)についても契約と支払いを済ませておく。本人の預金の払戻ができない場合や、本人に所持金がない、または不足で葬祭等が執行できない場合には、葬祭扶助(基準額上限あり、最低限の搬送・火葬)の申請・支給が可能となる場合があるため、葬祭執行前に市生活支援課に相談し手続きする。

【根拠法令等】

- ・生活保護法 第18条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。1 検案 2 死体の運搬 3 火葬または埋葬 4 納骨その他葬祭のために必要なもの 2項 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。1号 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。2号 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。
- ・墓地、埋葬等に関する法律 第9条 死体の埋葬または火葬を行う者がいないときまたは判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。2項 前項の規定により埋葬または火葬を行ったときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32(1899)年法律第93号)の規定を準用する。

身寄りのない方の死後事務(火葬)に関する対応フロー

判断能力があり、かつ、扶養義務者がいない場合には、必要に応じて支援チームを構築し、役割分担をすることで火葬等、死後事務の一部に対応することも可能になります。



医療同意について(考え方)

「医療行為(手術、延命治療など)の同意」については、前述のとおり、本人の一身専属性が強いものであり、そもそも身元保証人やその代替手段にゆだねられるものではなく、本人の意思決定が基本となります。また、その決定には、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要になります。

なお、本人の判断能力が不十分な場合にあっては適切な医療を受けることができるよう、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(2018(平成 30)年 3 月改訂、厚生労働省)では、本人の意思が確認できない場合の手順や方針決定について、以下のように示されています。

ここでいう「家族等」は、家族、親族である必要はなく、知人、友人、支援者等の関係者で本人の価値観のわかる者となっています(P9・10(2)「入院計画書やサービス計画の説明・同意」参照)。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的な評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

医療同意については、「身寄りのない」方であっても上記のガイドラインに沿った対応になります。

自身の医療やケアの希望を主治医や周りの友人・知人・支援者にあらかじめ伝えておくことが大切です。入院や入所に備え、支援者が関わる機会をとらえて、人生会議(ACP)を繰り返し実施し、その記録は信頼できる相手に託せるようにしておくことが望ましいでしょう。



支援制度の概要

(1) 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分となっている方の権利を守る制度です。成年後見人・保佐人・補助人(成年後見人等)、任意後見人が財産管理・介護サービス利用契約などを支援することで、本人の権利と暮らしを守ります。

成年後見制度には、既に判断力が不十分のため、自分自身で法律行為を行うことが難しい場合に家庭裁判所が適任と思われる成年後見人等を選任する法定後見制度と、判断能力が十分な内に、将来、判断能力が衰えてきた時に備えて、自らあらかじめ任意後見人を決め、支援してほしいことを公正証書で契約しておく任意後見制度の二種類があります。

【主な相談窓口】 法定後見制度 市社協 長野市成年後見支援センター TEL 225-0153
任意後見制度 " 「おひとりさま」あんしんサポート相談室 TEL 219-5115

後見類型(法定後見)

		補助	保佐	後見
対象となる人		判断能力が不十分で、重要な財産管理などを一人ですることが不安な方、日常生活にある程度支援が必要な方	判断能力が著しく不十分で、日常の買い物などは一人でできるが、重要な財産の管理処分などは難しい方、日常生活のかなりの部分で支援が必要な方	常に判断能力を欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方、日常生活に常に支援が必要な方
鑑定の必要性		原則、診断書でよい	原則必要とされるが、診断書のみの場合もある	
家庭裁判所に申立てできる人		本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長、任意後見人など		
審判開始の要件(本人の同意)		必要	不要	
同意権・取消権	取消しが可能な行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為(民法13条1項に定める行為の一部)	民法13条1項に定める行為	全ての法律行為
	本人の同意	重要な法律行為(民法13条1項) ①元本の領収・利用 ②借財・保証 ③不動産等の重要な財産の権利の得喪 ④訴訟行為 ⑤贈与・和解・仲裁合意 ⑥相続の承認・放棄・遺産分割 ⑦贈与・遺産の拒絶等 ⑧新築・改築・増築・大修繕 ⑨一定期間を超える賃貸借		
代理権	範囲	付与開始時に必要	不要	
	本人の同意	成年後見人は、本人のした行為について取消権があります。 本人が保佐人や補助人の同意を要する行為について同意を得ないでした場合は保佐人・補助人も取り消すことができます。 ただし、日常生活に関する行為は取り消すことができません。		
職務の内容		申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為 成年後見人等は、付与された代理権の範囲で、本人に代わって契約などの法律行為をします。	付与開始時に必要	全ての法律行為 不要
		・本人の生活、療養監護に関する事務 ・財産に関する事務(同意権・取消権、代理権の範囲内)	・本人の生活、療養監護に関する事務 ・財産に関する事務	

法定後見の流れ

<p>1 準備 申立ての準備 をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所で申立書類を受け取ります。 ● 申立人や成年後見人等の候補者を検討します。 ● 本人の判断能力・日常生活・経済状態を把握します。 ● 申立の目的、類型と後見事務の内容を整理します。 ● 診断書の手配、戸籍謄本などの準備をします。 <p>■ 申立書類(申立書類は家庭裁判所で受取可)</p> <p>*申立書 *診断書・診断書付票(診療科目は問いません) *本人事情説明書 *候補者事情説明書 *財産目録・本人収支表 *親族関係図 *親族同意書</p> <p>■ 添付書類</p> <p>*申立人の戸籍謄本(申立人と本人の親族関係が分かる戸籍) *本人の戸籍謄本 *本人の住民票または戸籍の付票 *成年後見登記事項証明書(登記されていないことの証明・長野地方法務局の窓口または東京法務局に郵送で申請) *本人の財産関係の資料等 *本人の収支についての資料 *成年後見人等候補者の住民票または戸籍の附票 *身分証明書(市区町村発行)</p>
<p>2 申立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申立人が、本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。 <p>■ 申立てに必要な費用</p> <p>*申立手数料(800 円の収入印紙) *登記手数料(2,600 円分の収入印紙) *郵便切手(4,410 円分・変更になる場合があります。) *診断書作成にかかる費用 *その他、添付書類の発行にかかる費用など</p>
<p>3 審理 家庭裁判所が 審理を行います</p>	<p>3-1 調査(家庭裁判所による調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 書類を点検し、申立人から申立て理由等の説明を聞きます。 ● 成年後見人等の候補者がいる場合は、的確かどうか事情を聞きます。 ● 本人に面接して意思の確認をしたり、生活状況などを調査します。 ● 補助、保佐で代理権などをつけた場合は、本人の同意の有無を確認します。 ● 親族(法定相続人)へ、意向照会をします。 <p>3-2 審問(家事審判官による審問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて申立人や本人と面接をし、申立ての事情や本人の意思を確認します。 ● 本人の精神的な障害の程度、援助の必要性などを確認するために、家事審判官(裁判官)が、本人に直接会って話を聞きます。 <p>3-3 鑑定(医師による鑑定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、「保佐」「後見」の利用を希望する場合、家庭裁判所は本人の判断能力や障害の程度を判断するため、医師による鑑定を行います。
<p>4 審判 類型と選任の決定 ▶即時抗告 (2週間の異議 申立)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と、内容・範囲が決定されます。 ● 場合によっては成年後見人等の監督人が選任されます。 ● 本人への告知や通知、成年後見人等や監督人へも告知されます。 ● 審判の内容は東京法務局に登録されます(成年後見登記)。 ● 法定後見人に支払う報酬は、本人の支払い能力に応じて家庭裁判所が決定します。
<p>5 審判確定 ▶登記後見活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人と後見人に審判結果を通知し、法定後見が開始します。 ● 申立てから審判まで1~2か月程度が見込まれます。 ● 財産管理事務や身上保護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。
<p>6 終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所へ本人の死亡の連絡 ● 管理している財産の計算 ● 相続人への財産の引渡し等

成年後見人等の職務

成年後見人等の職務には、財産の管理に関すること(財産管理)と、生活や健康管理に関すること(身上保護)があります。

成年後見人等の主な職務	
財産の管理に関すること(財産管理) <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金の通帳、その他の財産の保管 ・預貯金・有価証券などの管理 ・預貯金口座の開設、預入れ、払戻し、解約 ・公共料金、介護保険料、健康保険料、生活や療養などのために必要な支払い ・税金の申告 ・不動産の管理、処分(賃貸借契約) ・貸地、貸家の管理(賃料収入管理) ・遺産分割、遺産・贈与の受領 ・異議申立て、訴訟 	生活や健康に関すること(身上保護) <ul style="list-style-type: none"> ・施設入退所契約 ・入退院の手続き、医療費の支払い ・福祉サービスの契約、処遇の見守り ・日常生活の見守り
成年後見人等の職務ではないこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護や家事援助などの労働 ・手術など医療に関する同意 ・遺言、臓器提供、延命治療など、本人自身の意思に基づくことが必要な行為 ・葬祭、埋葬、火葬(成年後見人のみ裁判所の許可があれば可能)、相続手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院・入所時の身元引受、保証 ・養子縁組、認知、結婚、離婚などの身分行為

成年後見(法定後見)制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。



任意後見の3つの類型(利用形態)

即効型	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の判断能力が法定後見の「補助」程度に低下している場合に、任意後見契約の締結と同時に任意後見監督人を選任して任意後見契約が発効(任意後見が開始)します。 ●契約締結時の本人の判断能力の問題から、鑑定に時間を要したり、契約自体が無効とされるおそれがあります。
将来型	<ul style="list-style-type: none"> ●「任意後見契約」のみを締結します。十分な判断能力を有する本人が契約締結時の時点では財産管理などの事務はお願いせずに、将来本人の判断能力が低下した時点で任意後見の効力を発生させます。 ●本人の判断能力が低下しているにもかかわらず、それに気付かずに任意後見監督人選任の申立てが遅れてしまうおそれがあります。
移行型	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の判断能力が低下して任意後見契約が発効する(任意後見を開始する)までの間は、任意代理契約を締結します。本人の判断能力はしっかりしているが、身体が不自由で思うように活動できない場合などに、任意代理契約として財産管理等についての事務委任契約を結び、切れ目なく支援を行います。 ●任意後見が開始するまでの間の財産管理委任契約、および死後事務任契約も併せて、一体として契約書を作成することが一般的です。

任意後見の流れ

1 任意後見人を決める	<ul style="list-style-type: none"> ●将来の不安や心配事について、どんな支援を受けたいか、本人とその支援を依頼された人(任意後見人)が話し合い、任意後見の内容を決めます(トラブルを防ぐためにも、どのような支援を依頼するか等、事前に公証役場に相談することもできます)。
2 任意後見契約を結ぶ ▶登記	<ul style="list-style-type: none"> ●本人と任意後見人となる人が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。 ●公証役場に出向くことができないときは、公証人が自宅や病院に出張して公正証書を作成することもできます(基本手数料 11,000 円に 5,000 円が追加されます)。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■必要な書類等 ◆本人に関するもの *戸籍謄本 *住民票 *印鑑証明書・実印 ◆任意後見受任者に関するもの *住民票(法人の場合は登記簿謄本) *印鑑証明書・実印 ◆その他 診断書や財産目録などが必要な場合もあるので公証人に確認する。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ●公正証書の内容は、公証人からの依頼(嘱託)により、東京法務局に登録されます(成年後見登記)。 ●任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■任意後見契約書作成にかかる費用 *任意後見契約書作成の基本手数料 11,000 円 *登記嘱託手数料 1,400 円 *法務局に納付する印紙代 2,600 円 *その他 証書代、登記嘱託書郵送用の切手、添付書類の発行にかかる費用など </div>
— 判断能力の低下 —	
3 任意後見監督人の選任を申立てる ▶家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ●申立権者 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■必要な書類 ◆申立人 申立書、戸籍謄本(本人以外が申立てる場合) ◆本人 戸籍謄本、戸籍附票、成年後見登記事項証明書、診断書、任意後見契約書の写し ◆任意後見監督人候補者 戸籍謄本、住民票、身分証明書、成年後見登記事項証明書 </div> <ul style="list-style-type: none"> ●任意後見制度を利用するために、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。
4 任意後見監督人が選任される ▶登記	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■任意後見監督人選任にかかる費用 *申立て手数料 800 円の収入印紙 *登記手数料 1,400 円 *郵便切手(4,410 円分、変更になる場合があります。) </div> <ul style="list-style-type: none"> ●法定後見と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
5 後見事務がスタートする	<ul style="list-style-type: none"> ●任意後見監督人が選任されると、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。
6 任意後見契約の終了	<ul style="list-style-type: none"> ●解除(正当な事由と家庭裁判所の許可が必要) ●解任(不正な行為等が判明した場合) ●死亡・破産(本人や任意後見人)など ●法定後見の開始 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■任意後見開始後にかかる費用 *任意後見人の報酬 本人と任意後見受任者との契約によって決定します。 *任意後見監督人の報酬 家庭裁判所が決定します。 *任意後見人等の事務費 </div>

(2)暮らしのあんしんサービス事業・日常生活自立支援事業

ア 暮らしのあんしんサービス事業

意思能力があり、自分で日常的な金銭管理を行うことが困難な高齢者等や外出が困難な方を対象に本人との契約に基づき日常的な金銭管理サービス、財産保全サービスを行います。

対象者	意思能力があり、ご自身で日常的な金銭管理や財産管理が困難な高齢者や外出が困難な方が利用できます。
金銭管理サービス	市社会福祉協議会が預金通帳を預かり、本人に代わって一定額の預貯金の出し入れや支払い等の手続きをします。 【具体例】年金等の受領手続き、病院等への医療費や税金、公共料金、日用品購入代金の支払い手続き、預貯金の出し入れ手続き 等
書類等預かりサービス	年金証書や定期預金通帳などの重要書類を安全に保管します。 【具体例】保険証書、預金通帳、不動産権利書、実印、印鑑手帳、銀行届出印 等 ※宝石や書画、骨董、貴金属類は預かれません。

イ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方(契約がわかる方)が、できる限り地域で安心して自立した生活が送られるように、本人との契約に基づき福祉サービスの相談・手続きなどの援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行います。

対象者	認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理がうまくできない方々が対象になります。 ※ご本人の意思が確認でき、契約行為を理解できることが必要です。
福祉サービス	介護保険等の福祉サービスに関する情報を提供し、申込や契約手続きの代行・代理、利用料の支払い手続きをします。
金銭管理サービス	市社会福祉協議会が預金通帳を預かり、本人に代わって一定額の預貯金の出し入れや支払い等の手続きをします。 【具体例】年金等の受領手続き、病院等への医療費や税金、公共料金、日用品購入代金の支払い手続き、預貯金の出し入れ手続き 等
書類等預かりサービス	年金証書や定期預金通帳などの重要書類を安全に保管します。 【具体例】保険証書、預金通帳、不動産権利書、実印、印鑑手帳、銀行届出印 等 ※宝石や書画、骨董、貴金属類は預かれません。

暮らしのあんしんサービス事業・日常生活自立支援事業の利用には契約が必要です。

支援計画	お困りのことやご希望をお聞きして、契約内容と支援計画をご提案します。 ※ご相談や支援計画の作成は無料です
契約とサービスの開始	契約内容と支援計画にご納得いただければ、ご本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。ご契約後は生活支援員が支援計画にそってお手伝いをします。
利用料金	ご相談や支援計画の作成はすべて無料です。 支援計画に基づき生活支援員がお手伝いする場合は、利用料が別途かかります。詳細は担当までご確認ください。 交通費1キロメートルあたり 20円 が必要です。 書類等預かりサービスは1ヶ月あたり 300円です。 ※生活保護を受けている世帯は無料です。

【主な相談窓口】 市社協 日常生活自立支援事業・暮らしのあんしんサービス事業 TEL 225-0155
// 相談支援課みなみ出張所 TEL 214-9061

(3) 民間の身元保証会社・金融機関のサービス

ア 民間の身元保証会社のサービス

本人との契約に基づき、入院や福祉施設・住居への入居に必要となる「身元保証」、自宅や福祉施設、病院で生活をする中で必要となる「日常生活支援」、救急搬送や危篤となった際に病院等に駆け付ける「緊急時の支援」、亡くなった後の葬儀・納骨等の「死後事務の支援」等が行われています。他にも、行政書士、司法書士等の専門職や一般社団法人、NPO法人、葬儀会社等で生前の見守り、身元引受、死後事務に関する終活パッケージとしてサービスを提供(死後事務に要する費用については預託金で対応)しているところがあります。

本人の希望に基づく契約ではありますが、身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルへの注意喚起について、日本弁護士連合会がリーフレット『身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意～その身元保証契約、本当に必要ですか?～』を作成し、チェックリストを掲載しています。

※参考 リーフレット『身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意～その身元保証契約、本当に必要ですか?～』

《日本弁護士連合会ホームページ》

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/aged_shien/mimoto_hoshou.pdf

イ 金融機関のサービス

一部の金融機関では、将来の認知機能低下に備えた代理人予約や金銭信託を取り扱っています。

※参考 「信託兼営金融機関認可一覧」

《金融庁ホームページ》 <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kenei.pdf>

信託兼営金融機関は、主に信託業務・併營業務・銀行業務を行う金融機関をいいます。信託業務とは、受託者が委託者からの信託の設定により財産を預かり、管理・運用する業務。併營業務とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に規定する業務をいい、その主なものとして、不動産業務、証券代行業務、遺言関連業務などがあります。

※ア、イのいずれのサービスも、提供する会社等や金融機関の定める利用料・手数料等がかかります。



チーム支援における方針確認

支援シート(役割分担)の活用

身寄りがないことによって起こる問題には、様々なことが想定されます。最も大切なことは本人の自己決定を支援することですが、そのためには、あらかじめ、どのような場面で困難が生じるかを想定し、誰にどのような支援をしてほしいかを話し合っておくことが必要です。

支援者が協力しチームを構築していくにあたって、できる限り、本人の希望や思いに沿った支援を行うために、あらかじめ、在宅時から、万が一の入院や施設入所に備え、自分でも考えてもらうことを勧める支援が必要になります。

このような話し合いを進めるために、「支援シート(役割分担)」(P25・26)を作成しました。このシートは、本人に関わる支援者(例えば、介護支援専門員や相談支援専門員、医療関係者、事業所の相談員、友人、隣人、市や市社協職員、成年後見人など)が集まり、本人を交えてチームとして役割分担をしておくためのものです。本人が入院や入所等に必要な支援に応じて、情報共有や支援に必要な事柄を検討するために「支援シート(役割分担)」を使用し、協力しあいながら支援体制を構築するためのものです。本人が安心して暮らし続けることができるとともに、特定の支援者に負担が偏ることがないような支援体制の構築のために、「支援シート(役割分担)」を活用してください。

本人の状況により、病院や施設等の関係者からの支援関係者への呼びかけによりチームを作ります。場合によっては、状況変化前からの本人の様子を知る関わりがある人(知人・友人・民生委員・支援者など)にも声をかけ、本人の様子や考え方等について、情報提供・共有しあえるように参集し、本人に必要な支援を検討します。支援関係者が不在の場合や措置等が必要な場合は市へ、金銭管理等が必要な場合には市社協にも呼びかけます。

「支援シート(役割分担)」は、各項目欄について全部を埋めることを目的とするものではありません。また、作成した支援シートは本人(原本)、支援者(写し)間で共有し、本人の状況の変化(入院や転院、施設入所・退所含む)や対応者変更がある場合には、「支援シート(役割分担)」を引継いで、課題に応じて見直し、本人を支えるチームを再構築していきます。

【主な相談窓口】

市社協 「おひとりさま」あんしんサポート相談室 (在宅生活に関すること)	TEL 219-5115
高齢者 地域包括支援センター	P31 参照
障害者 長野市障害者相談支援センター (生活保護に関すること)	P31 参照
市生活支援課	TEL 224-7529
市福祉政策課篠ノ井分室 (保護担当)	TEL 292-2596
(老人福祉法の措置入所に関すること)	
市地域包括ケア推進課 (高齢者福祉担当)	TEL 224-8929
市福祉政策課篠ノ井分室 (高齢者担当)	TEL 292-2596
(成年後見制度に関すること)	
市社協 長野市成年後見支援センター	TEL 225-0153

【様式】 支援シート(役割分担)

(表面)

【 (本人氏名) 様 支援シート(役割分担)】		
このシートは入院・入所や退院・退所後の福祉サービスの利用時に、従来は家族等に依頼していた役割について、本人を支える支援チームで分担するものです。 ※状況により異なるため、全部を埋める必要はありません。		
会議日	参加者	本人参加(有・無)
①令和 年 月 日		有・無
②令和 年 月 日		有・無
③令和 年 月 日		有・無
役割	窓口となる者	支援内容
緊急連絡先	担当者名：	緊急時連絡を受ける ※内容に応じ各窓口へ連絡
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	
サービス方針	担当者名：	サービス調整に関する相談及びケアプラン等の作成、署名(代筆)
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	
金銭管理	担当者名：	本人の預貯金から利用料等の支払い
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	
入院入所の準備	担当者名：	入院・入所の際に必要な物品の購入等
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	
退院退所の準備	担当者名：	居室の明渡しや退院・退所先の確保
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	
死後事務	担当者名：	ご遺体引き取り・搬送、死亡届提出、火葬・埋葬等
	電話番号：	
	関係・所属：	
	(補足)	
支援シート(役割分担)に記載した情報について、私の支援者・関係機関に提供することに同意します。		
令和 年 月 日	本人署名	代理(関係)
令和 年 月 日	本人署名	代理(関係)
令和 年 月 日	本人署名	代理(関係)

(裏面)

預貯金	金融機関名	支店名	備考(種類、口座番号、用途等)	
	保管場所 ()			
保険	保険種類	会社名	担当者	連絡先
	保管場所 ()			
他	身元保証会社や金融機関等の民間サービス利用等 (有・無)			
	内容			
葬祭	葬祭会社との契約 (有・無)			
	会社名	契約内容	担当者	連絡先
	保管場所 ()			
遺言	遺言の作成 (有・作成中・未作成・考えていない)			
	遺言の種類 (公正証書遺言・自筆証書遺言)			
	保管場所 ()			
連絡先①	(ふりがな)		続柄・関係:	
	氏名:		連絡先:	
	住所: 〒			
連絡先②	(ふりがな)		続柄・関係:	
	氏名:		連絡先:	
	住所: 〒			
連絡先③	(ふりがな)		続柄・関係:	
	氏名:		連絡先:	
	住所: 〒			

事前に準備できること

(1)人生会議(ACP)の実施と推進

本市では、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(P10参照)を受け、長野市在宅医療・介護連携推進会議(以下、推進会議)で検討し、人生会議(Advance Care Planning以下、「ACP」)の啓発に取り組んでいます。

ACPは、これまでの人生を振り返りながら、自分が希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有します。時間の経過や状況によって本人の意思が変更されることもあるため、繰り返し話し合いを重ねること、本人の意思を共有することが大切です。

本人の意思決定支援が原則ですが、本人の意思決定能力が低下したとき(意識消失状態や認知機能の低下等)に、本人の希望を尊重し代わりに伝えてくれる人を決めておくとい良いでしょう。

ACPは、本人の思いをつなぐとても大切なものです。本市では推進会議において、元気なとき用、療養生活が必要になったとき用の2種類のパンフレットを作成しています。ACPの実施にあたり、本市で作成しているパンフレットを活用するのもよいでしょう。

他に、事前意思表示書や尊厳死宣言公正証書を作成しておく方法もあります。いずれも、医師等に本人の希望する治療やケアの情報が伝達され、共有される必要があります。

(2)終活支援にむけて

「身寄りのない」方や将来的に「身寄りのない」方になる可能性のある人については、お元気なうちに準備が必要であることをご理解いただき、準備段階からサポートしていくことが必要といえるでしょう。

このためには、入院や相談の機会をとらえて、「支援シート(役割分担)」を活用して支援チームを編成しておくことが有効です。事前に準備をしておくことで、急な入院や施設入所が必要になった際にチームによる支援が容易になり、状況が変わっても、「支援シート(役割分担)」を見直して新たな支援チームを作ることで最適な支援ができるようになります。

また、「支援シート(役割分担)」を活用する際には、本人の希望を中心にして支援を検討することが大切です。ACPなどの話とあわせて、ACP以外にも、以下のことについても考えてもらうようにするとよいでしょう。それらの情報は、実際に支援が必要になった際に対応する支援チームが情報共有を図るために、事前に整理しておくことが必要なこともあわせて本人に説明し、理解を得ておくことが大切です。

- ・通常利用している金融機関や財産のリスト化
- ・葬祭会社との契約
- ・遺言公正証書の作成(自筆遺言では不備等で無効となることがあるため)
- ・金銭管理や代理人等の検討と契約
- ・緊急連絡先や上記の情報の共有など
- ・金銭的なゆとりのある方は、金融機関等民間サービスの活用も検討

入院、施設入所、葬儀、財産の管理や処分など、将来の困りごとに対して、今から準備しておくべきことを一人で考えるのは困難と思われる方には、市社協「おひとりさま」あんしんサポート相談室を紹介していただき、本人より相談するよう勧めて下さい。

終わりに

本ガイドライン策定の経緯と事前アンケート

身寄りのないことによって起こる問題には、様々なことが想定されます。最も大切なことは本人の自己決定を支援することですが、そのためには、あらかじめ、どのような場面で困難が生じるかを想定し、誰にどのような支援をしてほしいかを話し合っておくことが必要です。

本ガイドラインの作成にあたり、策定委員会を設置し、ガイドライン素案の審議、意見具申を行いました。策定委員会のもとに具体的なガイドライン作成の作業を行うため、医療分野及び福祉分野の多様な意見を集約できるよう所属団体・機関から推薦されたメンバーを策定作業部会として設置し、さらに、医療入院、施設入所、在宅生活の3つの策定作業部会の編成により組織しました。

検討を始めるにあたり、策定作業部会の構成メンバー全28名を対象に事前アンケートを行ったところ、「ガイドライン作成にあたって、特に課題と感じておられる課題は何ですか」への回答では、「医療同意」が18名で一番多く、次いで多い順に「死後対応(死亡診断書の提出、亡骸、遺品の引き取り、葬儀)」17名、「入院・入所契約」と「入院費・利用料の費用の支払い」9名、「緊急時の連絡」7名、「病状説明・インフォームドコンセント」と「入院・入所中の金銭管理・預かり」6名でした。

部会別にみると、病院入院部会12名では、「死後対応」が7名と一番多く、次いで多いのは、「医療同意」と「入院費・利用料の費用の支払い」が6名ずつ、「入院・入所契約」が4名、「緊急時の連絡先」と「入院・入所中の費用の支払い」が3名と続いています。施設入所部会の10名の回答を見ると、「医療同意」が最多の9名で、次いで、「死後事務」が8名、「緊急時の連絡先」が3名でした。在宅生活部会6名の回答では、「入院・入所契約」と「医療同意」「入院費・利用料の費用の支払い」が3名ずつ、次いで、「病状説明・インフォームドコンセント」、「入院・入所中の金銭管理・預かり」、「死後事務」が2名ずつでした。

以上のアンケート結果を踏まえ、策定作業部会において、各機関で直面している現状と課題を意見として出し合い、メンバー間での共有を図りました。そして、各課題に対する対応策として既に行っている対応を確認すると共に、新たに考えられうる対応策の検討を重ねました。策定委員会において、策定作業部会で検討し整理されたガイドライン(案)について審議を行い本ガイドラインが完成しました。

「身寄りのない」方も安心して入院や入所ができ、生活していける長野市にしておくために

本ガイドラインは、各施設機関の支援者が、現場で支援を行っている施設や病院、在宅での支援者と行政がともに協力して策定したものです。

支援者の各会議や研修会等の機会を通じて周知するほか、作業部会員の所属する団体からの周知も依頼して周知を図っていきます。

本ガイドラインの活用、進捗状況について、本市における「(仮称)身寄り問題ネットワーク協議会」を設置し、状況にあわせて、(概ね2年に1度程度)見直しを行っていきます。

長野市における身寄りのない方への支援のための ガイドライン策定委員名簿

任期:令和5年5月16日～令和7年5月15日 敬称略

区分	氏名	所属	備考	
病院・医療関係	医師会	磯村 高之	長野市医師会	会長
		鈴木 貞博	更級医師会	
	医療 SW	坂口 ひろみ	長野県医療ソーシャルワーカー協会 長野市在宅医療・介護連携支援センター	
施設・介護関係	特別養護 老人ホーム	長谷川 泰正	長野県高齢者福祉事業協会	
	ケアハウス	小山 順子	長野県ケアハウス協議会	副会長
	介護支援 専門員	小林 和也	長野県介護支援専門員協会	
学識経験者	弁護士	田中 良平	長野県弁護士会長野在住会	
	司法書士	松本 陽	成年後見センターリーガルサポートなが の支部	
	社会福祉士	小池 正志	長野県社会福祉士会	
その他関係団体	障害者関係	浅野 恵子	長野市障害ふくしネット	
	長野市	臼井 一	長野市保健福祉部	
	長野県社協	中島 将	長野県社会福祉協議会	オブザーバー

[事務局] 長野市 保健福祉部 地域包括ケア推進課

長野市社会福祉協議会「おひとりさま」あんしんサポート相談室

参考文献・資料

- 半田市 「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」(2014(平成 26)年 9月(2017(平成 29)年 2月改訂)
- 厚生労働省 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(2018(平成 30)年 3月改訂)
- 長野市 「もしものときの医療・ケアの心づもりー最期まで自分らしく生きるためにー」(2019(平成 31)年 3月)
- 厚生労働省 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(2019(平成 31)年 5月)
- 日本弁護士連合会リーフレット 「身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意 ～その身元保証契約、本当に必要ですか？～」(2020(令和2)年 9月)
- 長野市 「ゼロからはじめる人生会議」(2020(令和 2)年 10月)
- 魚沼市 「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」(2020(令和 2)年 11月)
- 特定非営利活動法人つながる鹿児島 「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業報告書」(2021(令和 3)年 3月)
- 総務省 「令和 2 年 国勢調査」(2021(令和 3)年 11月)
- 総務省 「関東管区行政評価局 高齢者の身元保証に関する調査(行政相談契機)ー入院、入所の支援事例を中心としてー結果報告書」(2022(令和 4)年 3月)
- 松江市 「支援に関わる機関のための松江市身寄りがない人への支援ガイドライン」(2022(令和 4)年 4月)
- 厚生労働省 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインに基づく事例集」(2022(令和 4)年 7月)
- 長野市 「入退院時におけるケアマネジャー⇄医療機関 連携・情報収集の手引き(第 2 版)」(2022(令和 4)年 9月改訂)
- 総務省 「遺留金等に関する実態調査結果報告書」 (2023(令和 5)年 3月)
- 厚生労働省・法務省 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取り扱いの手引」(2021(令和 3)年 3月)(2023(令和 5)年 6月(改訂版))

相談窓口(一覧)

○長野市役所		— 主な相談内容 —
地域包括ケア推進課 (高齢者福祉担当)	TEL 224-8929	高齢者の措置
障害福祉課 (相談支援担当)	TEL 224-8730	障害福祉サービス
生活支援課	TEL 224-7529	生活保護・葬祭扶助
福祉政策課篠ノ井分室 (篠ノ井支所内)	TEL 292-2596	高齢者の措置・生活保護
○長野市社会福祉協議会		— 主な相談内容 —
権利擁護センター (長野市成年後見支援センター)	TEL 225-0153	法定後見
「おひとりさま」あんしんサポート相談室	TEL 219-5115	任意後見・死後事務 他
日常生活自立支援事業・暮らしのあんしんサービス事業	TEL 225-0155	日常生活自立支援事業 ・暮らしのあんしんサービス事業
相談支援課みなみ出張所	TEL 214-9061	〃
○地域包括支援センター・在宅介護支援センター		— 担当地区 —
長野市中部地域包括支援センター	TEL 224-7174	戸隠・鬼無里
〃 篠ノ井支所駐在	TEL 292-3358	
長野市地域包括支援センターコンフォートにしつるが	TEL 219-3510	第一・第三・第四・第五
長野市地域包括支援センター博愛の園	TEL 256-6530	第二・浅川・芋井
長野市地域包括支援センター芹田	TEL 217-5650	芹田
長野市地域包括支援センターニチイケア高田	TEL 269-0666	古牧
長野市地域包括支援センターケアポート三輪	TEL 235-2215	三輪
長野市地域包括支援センター吉田	TEL 266-0567	吉田
長野市地域包括支援センター富竹の里	TEL 295-7780	古里・柳原・長沼
長野市地域包括支援センターコンフォートきたながいけ	TEL 254-5250	大豆島・朝陽
長野市地域包括支援センター若槻ホーム	TEL 296-3303	若槻
長野市地域包括支援センター安茂里	TEL 226-3895	安茂里・小田切・七二会
長野市地域包括支援センター篠ノ井総合病院	TEL 261-1062	篠ノ井(中央・信里)
長野市地域包括支援センター桜ホーム	TEL 290-1155	篠ノ井(川柳・塩崎)・信更
長野市地域包括支援センターやすらぎの園	TEL 214-6133	篠ノ井(横田・合戦場・東福寺・西寺尾)
長野市地域包括支援センター星のさと	TEL 261-1588	川中島・篠ノ井(共和)
長野市地域包括支援センター長野松代総合病院	TEL 278-2058	松代
長野市地域包括支援センターケアプラザわかほ	TEL 282-1631	若穂
長野市地域包括支援センターインターコート藤	TEL 284-6215	更北(青木島・真島)
長野市地域包括支援センターコスモス	TEL 284-2166	更北(小島田・稲里)
長野市地域包括支援センター豊野サブセンター	TEL 219-2607	豊野
長野市地域包括支援センター新町病院	TEL 291-2305	信州新町・中条・大岡
長野市戸隠在宅介護支援センター	TEL 254-2745	戸隠
長野市鬼無里在宅介護支援センター	TEL 256-2962	鬼無里
長野市大岡在宅介護支援センター	TEL 266-2460	大岡
長野市在宅介護支援センターすめらぎ	TEL 268-3301	中条
○長野市障害者相談支援センター		— 主な相談内容 —
長野市北部障害者相談支援センター	TEL 217-2281	自立・社会参加に関する
長野市南部障害者相談支援センター	TEL 274-5871	相談